

第26回浜中町農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成25年8月26日(月) 午後1時00分

2. 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3. 出席委員 10名

1番 白 川 英 之

2番 永 洞 忠 志

4番 小 田 原 憲 一

5番 熊 谷 唯 志

6番 小 椋 守

7番 穴 吹 栄

8番 百 々 英 夫

10番 白 川 俊 明

11番 片 島 道 夫

13番 鈴 木 誠

4. 欠席委員 2名

3番 梅 原 順 一

12番 押 切 裕 子

5. 出席職員 3名

事務局長 上 田 幸 作

農政係長 酒 井 美 和 子

農地係長 中 山 正 教

6. 議 事

日程第 1 総会成立報告

日程第 2 開会

日程第 3 議事録署名委員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 会務報告

日程第 6 報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約について

日程第 7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について

日程第 8 議案第1号 土地の現況証明願について

日程第 9 議案第2号 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について

日程第11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第26回総会に開会に先立ち御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ10名であります。

よって、浜中町農業員会会議規則第8条の規定により、本総会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、梅原委員、押切委員については、それぞれ所用のため出席できない旨の連絡があらかじめございましたことを申し添えいたします。

議 長

年金協議会総会に引き続いての会議ということで、大変御苦労さまでございます。先ほどからもお話が出ておりますが、なかなかよい天気恵まれず、二番草の収穫を控えてそれぞれいらだちを強めているところかなと思いますけれども、何とか天候が回復することを祈りたいと思っております。

過日の農業新聞を御覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、酪農家の離脱2年連続3%台という見出しで記事が載っており、道内の酪農家は大変急激な勢いで減少しているということで、何とかこれに歯止めがかかってほしいなと思います。

そういうことを踏まえながら、私どもも6月に、担い手対策ということを一番に掲げながら、町長に建議書を提出しましたが、先般町長の方から回答がございまして、私と梅原代理とで説明を受けてまいりました。それぞれ積極的な対応をしてもらえというような回答をいただきまして、私としては大変評価をさせていただいております。これらの行方に注視をしながら、さらにこれからも意見を申し上げていきたいと思っております。

なお、本日は総会終了後に農林課の担当者から内容について説明をいただく予定ですので、皆様からのきたんのない御意見をいただければと思います。

それでは、ただいまから会議に入りたいと思いますので、皆様には慎重審議をお願い申し上げまして、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を議題といたします。

本日の議事録署名委員は、議長において、4番小田原委員、5番熊谷委員を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

なっておりますが、この度の解約により本年〇月〇日に土地の引き渡しが行われたものであります。

以上、提案理由について御報告申し上げましたので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

なお、整理番号1の報告時期が遅れてしまいましたが、経過についての説明を農地係長よりさせますので、併せて御了承いただきますようお願いいたします。

農地係長 (経過説明あるも省略)

議長 事務局から提案理由の説明が終わりました。
議案の取り扱いですけれども、整理番号2の方で〇〇〇〇〇が議事参与の制限に該当しますので、整理番号別に審議したいと思います。
それでは、整理番号1について質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号1について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり承認されました。
次に、整理番号の2の質疑を行います。
ここで、〇〇〇〇〇は会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当しますので、退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
整理番号2について、本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

	んか。
各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2は、原案のとおり承認されました。</p> <p>(〇〇〇〇委員入室、着席)</p> <p>日程第7 報告第2号農業系基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。</p>
事 務 局 長	<p>報告第2号農業経営基盤強化促進事業(利用権設定等促進事業)による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は認定農業者から農用地について、利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとしてされています。</p> <p>本案につきましては、先月の総会において、所有権移転によるあっせんの申出のありました1件の調整報告ではありますが、権利の設定をする者は、円朱別西8線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、対象地は円朱別原野西8線〇〇〇番ほか〇〇筆、〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡で、権利の設定を受ける者を〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇に決定し、8月9日に、本件の調整委員である農地部会により現地調査及び土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定し、価格の算定方法、算定額の説明を行い、最終的には双方の了承を得ることができました。</p> <p>ここに、調整委員の報告に基づき、御報告申し上げますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局からの提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、調整に当たった委員の方々より補足説明があれば、これを受けます。</p>
各 調 整 委 員	(特になしの声)
議 長	特にないようなので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、採決いたします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長

議案第1号土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業委員会は、土地の現況証明願を受理したときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず農業委員会の審議に付した後に発行することとされています。

本案につきましては3件の願い出であります。浜農委25-16号の願い出人は、茶内西7線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西7線〇〇〇番の内〇筆、〇、〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、この土地を農業用施設用地にしようとするものであります。現地調査につきましては、8月9日に実施し、確認をしております。

次に、浜農委25-17号の願い出人は、茶内西5線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西5線〇〇〇番〇筆、〇、〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、8月9日に実施し、確認をしております。

次に、浜農委25-18号の願い出人は、厚陽〇〇〇番地、〇〇〇〇氏、願い出地は厚陽〇〇〇番〇筆、〇、〇〇〇㎡で、申請地は現在原野化しており、地目変更登記に伴う現況地目の確認を行おうとするものであります。現地調査につきましては、8月21日に実施し、確認をしております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては農地係長より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

農 地 係 長

(詳細説明あるも省略)

議 長

事務局から提案理由の説明が終わりました。

質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々より補足説明があれば、これを受け
けます。

各 調 査 委 員 (特になしの声)

議 長 特にないようなので、これから、受付番号順に質疑を行います。
まず、浜農委25-16号について質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委25-17号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、浜農委25-18号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、受付番号順に採決いたします。
浜農委25-16号について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ご
ざいませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委25-16号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委25-17号について、本案は、原案のとおり決定することに御
異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、浜農委25-17号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委25-18号について、本案は、原案のとおり決定することに御
異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、浜農委25-18号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出についてを議題とします。提案の理由を事務局より申し上げます。

事 務 局 長 議案第2号農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等申出について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項では、農業委員会は、農用地の所有者から利用権の設定等について、あっせんを受けたい旨の申出があった場合には、認定農業者等に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとするとしております。

本案は1件の申出であります。姉別地区において営農をされておりました、阿寒郡鶴居村字幌呂原野南5線〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇氏より、本人所有の姉別基線〇〇番ほか〇〇筆、〇〇〇万〇、〇〇〇.〇〇㎡について、所有権移転による権利設定の申出があったものであります。

つきましては、以上の調整に係る調整委員について、指名していただきたく御提案申し上げますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

調整委員につきましては、恒例により議長からの指名ということでよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議がないようなので、議長において指名することといたします。

本案の調整委員につきましては、農地部会にお願いしたいと思っておりますけれども、これに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本案の調整委員は、農地部会に決定いたしました。

農 地 係 長 (詳細説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
議案の取り扱いですが、整理番号4から6につきましては、〇〇〇〇〇が議事
参与の制限に該当しますので、先に整理番号1から3を審議し、続いて整理番号
4から6を審議したいと思います。
それでは、整理番号1から3について、整理番号順に質疑を行います。
整理番号1について、質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2について、質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3について、質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。
整理番号1について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませ
んか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号3を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号4から6について、整理番号順に質疑を行います。

ここで、〇〇〇〇〇は会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当します
ますので、退席願います。

(〇〇〇〇委員退席、退室)

それでは、整理番号4の質疑を行います。質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ございませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号順に採決いたします。

整理番号4について、本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませ
んか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は原案のとおり可決されました。

(〇〇〇〇委員入室、着席)

日程第11 次回総会日程についてを議題といたします。事務局より提案いたします。

事 務 局 長

次回総会日程については、9月27日、金曜日を提案いたします。

議 長

事務局から提案がありましたが、9月27日、金曜日、午前10時からということと予定したいと思いますが、いかがでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、9月27日、金曜日ということと決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に付議された案件は、全部終了いたしました。

これで、第26回浜中町農業委員会総会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会時刻 午後1時50分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会 会長 鈴木 誠

浜中町農業委員会 4番 小田原 憲一

浜中町農業委員会 5番 熊谷 唯志

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号1 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号2 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号3 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○ ○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会

議案第3号 整理番号4 (所有権移転)

譲受人	○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号5 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第26回浜中町農業委員会総会
議案第3号 整理番号6 (賃貸借)

譲受人	○ ○ ○ ○	譲渡人	○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○	作成者	農地係 中山正教
法第18条の条項		判断の理由			適合
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む、耕作又は養蓄の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養蓄の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。(農業生産法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養蓄の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (共有持分の同意)		①利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人のすべての同意が得られている。			—
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		②5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち、所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—